

(4面から続く)

七 市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう国の財政保障を十分におこなうこと。移動支援事業やコミュニケーション事業、地域活動支援センターなど必須事業は、国の責任で財政保障をする制度を確立すること。合わせて手話通訳や要約筆記などコミュニケーション支援は無料とする。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産大臣と事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかっただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。現在、農水省では農林水産省改革チームを設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書(六月十三日)によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

- 一 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。
- 二 農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で、食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
- 三 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
- 四 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。
- 五 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

安心の介護サービスの確保を求める意見書

介護保険サービスを円滑に提供するため、三年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われてきた。二〇〇〇年四月にスタートした介護保険制度も来年四月から第四期目に入る。現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は二割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引

き上げが望まれているが、報酬の引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってハネ返ってくるため、慎重な議論が必要である。

よって、安心な介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、政府においては、次のことについて特段の取り組みを行なうよう強く要望するものである。

- 一 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスの確保に実施できるよう、サービスごとの人の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。
- 二 介護報酬の引き上げが、一号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごとの柔軟な決定ができるよう配慮すること。
- 三 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。
- 四 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

バブル経済崩壊以降我が国の雇用形態は大きく変化してきている。多様な働き方ができる社会になった反面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用間で、賃金、待遇などの格差が広がっている。

今必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境の整備である。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つで、厚生労働省の集計によると、子育て期にあたる三十代男性の約四人に一人が週六十時間以上の長時間労働(月八十時間を超える残業)をしている。また、男性が家事や育児にかけける時間は他の先進国と比較して最低レベルで、「結婚できない」「子どもを産めない」「女性の子育てへの負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘もあり、少子化を助長する一因ともなっている。

- 一 一方、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎる。
- よって本市議会は、政府に対し、誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現をめざすため、次の点について特段の取り組みを行なうよう強く求めるものである。
- 一 法定割増賃金の引き上げやサービス残業の取締強化を図ること。
- 二 日雇派遣の原則禁止等を盛り込んだ派遣法改正案を早期に成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

暮らせる年金の実現を求める意見書

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約六〇％にも上ります。年金はお年寄りの生活を支える大きな柱であり、老後の生活における年金の重要性は改めて確認するまでもない。

しかし、年金を受給していても低年金の場合が少なくない。高齢者世帯の年間の所得分布は、百万円未満が一五・七％であり、六世帯に一世帯が百万円未満である。また、百万円から二百万円未満は二七・一％である。特に高齢の女性単独世帯の所得の低さは際立っており、三世帯に一世帯は年間所得が百万円未満であり、五十万円未満という

世帯も三十五万世帯にも上り、所得が十分でないために生活保護を受ける高齢者も増えており(二〇〇五年調査で生活保護世帯の三八・七％)、日本の年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において、十分に機能していない実態も指摘されている。

今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また、明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかが課題となっている。

将来の安心をより確固としたものにするため、二〇〇四年の年金改革を踏まえ、「暮らせる年金」の実現を目指して、新たに創設される「日本年金機構」のもと、より安心で信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、政府におかれては、次のことについて特段の取り組みを行うよう強く要望するものである。

- 一 基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年四月から二分の一へ引き上げること。
- 二 基礎年金の加算制度の創設や、受給資格期間の十年までの短縮、追納期間の延長など無年金・低年金対策を拡充すること。
- 三 高齢者の就労を促進し所得向上に資するよう在職老齢年金制度の見直しを行うこと。
- 四 障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。

健全に運営する自主共済に対し、保険業法の適用除外を求める意見書

平成十八年四月から改正保険業法が施行され、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれている。改正保険業法の趣旨は、不特定多数を相手に詐欺的勧誘を行うマルチ共済を規制して消費者保護を図ることであったが、規制の対象を拡大したため前述の事態となった。

神奈川県下においても改正保険業法により、知的障がい者やPTAの互助会、医師や中小企業の共済など、各団体の構成員が相互の助け合いを目的に運営してきた自主共済が存続の危機に陥っている。

今回の改正では、根拠法に基づく共済として適用除外とされた団体でも、三年後の見直しでは保険業法の適用になるのではとの不安が広がっている。

共済は、団体構成員の相互扶助に基づくものであり、利潤が目的の保険とまったく異なるものである。今回の改正は、届出や登録をしない場合の行政罰が明記され、自主共済を強制的に保険業法の規制対象としている。規制の内容は、莫大な資金を要する会社設立などの義務付けに加え、収支の是正命令など組織と財政のあり方を営利目的に改めさせ、自主共済の助け合い制度を破壊し、団体の自治への干渉につながる恐れもある。

政府、金融庁が自主共済に干渉し、規制をすることは、その団体と構成員に多大な損失を与えることになり消費者保護の本来の目的にも反してることから、保険業法の適用除外の実現を強く求めます。

- 一 健全に運営する自主的な共済を保険業法の適用除外にすること。
- 二 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。

現行保育制度の堅持及び拡充並びに保育、学童保育及び子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

急激な少子化進行のもと、保育、学童保育及び子育て支援施策の整備と拡充に対する国民の期待が高まっている。平成十八年の第六十

五回臨時国会以来、第六十六回通常国会、さらに第六十九回通常国会において「保育、学童保育及び子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が衆議院・参議院とも全会派一致で採択されている。

しかし、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会及び規制改革会議等で行われている保育制度改革論議は、直接契約及び直接補助方式の導入並びに最低基準の廃止・引き下げ等、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、採択された請願内容と逆行するものと言わざるを得ない。

また、こういった改革は、子供の福祉よりも効率が優先され、過度の競争により保育の地域格差拡大や家庭の経済状況による保育レベルの格差も生じかねないものである。

以上のことから、すべての自治体で保育施策の前進を図り、国全体として保育の維持向上を実現するため、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に拡充する国家的な最低基準の底上げと財政の後押しが必要不可欠である。

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにやくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生しないし顕在化した。さらに、多重債務、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

これら消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は、平成七年度に約二十七万件であったものが、平成十八年度には約百万件に達し、約四倍に増大している。

しかし、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成七年度には、全国(都道府県・政令指定都市・市区町村合計)で二百億円(うち都道府県百二十七億円)だったものが、平成十九年度には全国百八億円(うち都道府県四十六億円)に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれず、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁」設置などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限をもった「消費者庁」を創設するとともに、これを実行あらしめるために地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること及び国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、次のような施策(措置)を講じるよう強く求めるものである。

- 一 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言及びあせん等により解決されるよう、消費生活センターの設置、業務及び機能等を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築することなど、必要な法制度を整備すること。
- 二 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を行うこと。